

公 告

条件付一般競争入札（事前審査型）を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 1 日

収支等命令者

佐賀県県土整備部建築住宅課長 中野 工

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 契約の内容 | 令和 8 年度県営住宅施設賠償責任保険 |
| (2) 保険内容 | 仕様書による |
| (3) 保険申込人 | 佐賀県 |
| (4) 保険期間 | 令和 8 年 7 月 2 3 日午後 4 時から令和 9 年 7 月 2 3 日午後 4 時まで |

2 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）、その他の法律に基づき、損害保険業の免許等を受けている者であり、佐賀県内に営業所等を有する者であること。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 格付け機関 4 社（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター及び日本格付研究所）のうち 1 社以上から A 以上の格付けを受けている者であること。又は、ソルベンシーマージン比率が 2 0 0 % 以上であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

- もって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を令和7年6月11日（木）午後5時までに下記の担当課に電子メール又は持参、郵送してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出書類

①入札参加届（様式2）

②営業概要書（様式3）

③格付け機関4社（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター及び日本格付研究所）のうち1社以上からA以上の格付けを受けていることを証明する書類又はその写し。

又は、ソルベンシーマージン比率が200%以上であることを証明する書類又はその写し。

(2) 担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号（佐賀県庁 新館7階）

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅管理担当 竹下

電話：0952-25-7368

E-mail：kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3-(2)の担当課に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

各自、佐賀県ホームページ上での取得をお願いします。

(3) 入札説明会

実施しません。

質問は、質問書（様式4）にて令和8年6月4日（木）まで受け付け、回答します。

また、質問回答は、令和8年6月8日（月）までに県ホームページ上にも掲載します。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和8年6月23日（火） 10時00分から

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内1丁目5番14号
県土整備部部内会議室8F

ウ 入札方法 郵送による一般競争入札とする。

ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

(入札書は同年6月22日(月)午後5時までに担当課へ必着)

※入札方法の詳細は、別紙「郵便入札手引き」を確認すること。

(5) 開札に関する事項

郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち合うことができます。

代理人が立ち会いを希望される場合には立会委任状(任意様式)を持参してください。

なお、開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない県職員が開札に立ち会うこととします。

5 入札の無効、中止

(1) 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者としてします。

(2) 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。

(3) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(4) 入札回数は2回までとします(不落札の場合にのみ、別日に2回目を実施)。

2回目の入札を実施する場合、応札者に対して、直ちに再入札の連絡をします。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

8 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (3) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (4) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書について、本業務に係る契約手続以外の目的に供してはいけません。
- (5) この入札に参加を希望する者は、入札までの手続に際して得た情報を第三者に漏らしてはいけません。当該参加希望者による情報の漏洩によって佐賀県又は第三者に与えた損害は、当該参加希望者において賠償するものとし、佐賀県は一切その責を負いません。これは、入札手続の終了後も同様とします。
- (6) この入札に関する手続に要する費用の一切は、参加希望者の負担とします。
- (7) 問合せ先

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅管理担当 竹下

電話 0952-25-7368

E-mail : kenchikujuutaku@pref.saga.lg.jp